文章資料　1部

『漢書』地理志(p.18)

夫れ楽浪❶海中に倭人有り。分れて百余国と為る。歳時を以て来りて献見すと云ふ。

〈『漢書』地理志、原漢文〉

注　❶楽浪：楽浪郡。紀元前一〇八年に成立した朝鮮半島の４郡の一つ

『漢書』地理志：後漢の班固が書いた前漢（前二〇二～後八）の歴史書。

現代語訳

楽浪郡の海の向こうに倭人がいる。百余りの国に分かれている。定期的に楽浪郡に朝貢しているという。

『後漢書』東夷伝(p.18)

建武中元二年❶、倭の奴国、貢を奉じて朝賀す。使人自ら大夫❷と称す。倭国の極南界なり。光武❸、賜ふに印綬を以てす。安帝の永初元年❹、倭の国王帥升等、生口❺百六十人を献じ、請見を願ふ。桓・霊❻の間、倭国大いに乱れ、更相攻伐し、歴年主なし。

〈『後漢書』東夷伝、原漢文〉

注　❶建武中元二年：西暦五七年　❷大夫：当時の中国で卿（諸侯）と士との間に位置した階級　❸光武：後漢の光武帝（位二五～五七）　❹永初元年：西暦一〇七年　❺生口：奴隷をさすと思われる　❻桓・霊：後漢の桓帝（位一四七～一六七）・霊帝（位一六八～一八九）

『後漢書』東夷伝：宋（南朝）の范曄が書いた後漢（二五～二二〇）の歴史書。

現代語訳

建武中元二（五七）年、倭の奴国が貢物をたてまつって、朝廷の儀式に参列した。使者は自らを大夫と称した。奴国は倭の最南端である。光武帝は印綬を与えた。安帝の永初元（一〇七）年、倭の国王帥升らが、奴隷百六十人を献上して天子との面会を求めた。桓帝・霊帝の時代に、倭国が大いに乱れ、互いに争って長年主がいなかった。

邪馬台国の様子(p.19)

倭人は帯方❶の東南大海の中にあり、山島に依りて国邑をなす。旧百余国。漢の時朝見する者あり、今、使訳通ずる所三十国。郡❷より倭に至るには、海岸に循ひて水行し、…また一海を渡る千余里、末盧国❸に至る。…東南陸行五百里にして、伊都国❹に到る。…東行不弥国❺に至る百里。

…南、投馬国❻に至る水行二十日。…南、邪馬壹国に至る、女王の都する所なり、…

男子は大小となく、皆黥面文身❼す。…租賦を収むに邸閣有り。国々に市有り。有無を交易し、大倭をして之を監せしむ。女王国より以北には、特に一大卒を置き、諸国を検察せしむ。…

〈「魏志」倭人伝〉

注 ❶帯方：帯方郡。二〇四年ごろに楽浪郡の南部を分割して新設された ❷郡：帯方郡 ❸末盧国：倭国の小国の一つ。現在の佐賀県の唐津平野の辺りとみられる ❹伊都国：小国の一つ。現在の福岡県糸島市辺りか ❺不弥国：小国の一つ。現在の福岡県宇美町辺りか ❻投馬国：小国の一つ。現在の所在地については諸説ある ❼黥面文身：顔や体に入れ墨がある

「魏志」倭人伝：三国時代の正史『三国志』のうち、『魏書』の東夷伝倭人条をさす。

現代語訳

倭人は帯方郡の東南の大海にあって、山々が聳える島によって国を成している。もとは百余りの国があって、漢の時代に皇帝に拝謁する者がいた。いまは皇帝の命が使者により伝わるところが三十国である。帯方郡から倭に行くには、海岸に沿って航行し、…また、海を渡ること千里余りで、末盧国に到着する。…東南へ陸路で行くこと五百里で、伊都国に到着する。…東へ百里行くと不弥国に到着する。…さらに、南に船で二十日間行くと投馬国がある。…南に、投馬国に至るまで船で二十日かかる。…南に、邪馬壱国に至る。女王の都が置かれている場所である。…

男子は、大人も子供も、みな顔や体に入れ墨をほどこしている。租税を納め、倉庫があり、国々に市がある。交易を行い、大倭にこれを監視させている。邪馬台国の北方に一大卒という役職を置き、北方の諸国を監視させている。

「魏志」倭人伝に見る交渉の記録 (p.23)

景初二年❶六月、倭の女王❷、大夫難升米等を遣はし郡❸に詣り、天子❹に詣りて朝献せんことを求む。…

その年十二月、詔書して倭の女王に報じて曰く、「…今汝を以て親魏倭王となし、金印紫綬❺を仮し、装封❻して帯方の太守❼に付し仮授せしむ。…又、特に汝に…白絹五十匹…銅鏡百枚…皆装封して難升米・牛利に付す。…国家汝を哀れむを知らしむべし。…」と。正始元年❽、太守弓遵、建中校尉梯儁等を遣わし、詔書・印綬を奉じて、倭国に詣り、倭王に拝仮し、ならびに詔を齎し、金帛・錦罽・刀・鏡・采物を賜う。倭王、使い因って上表し、詔恩を答謝す。…

その八年❾、太守王頎官に到る。倭の女王卑弥呼と狗奴国男王、卑弥弓呼素より和せず。倭の載斯烏越等を遣はし郡に詣り、相攻撃する状を説く。寒曹掾史❿、張政等を遣はし、因って、詔書、黄幢⓫を齎し、難升米に拝仮し、檄を為りてこれを告諭す。

〈「魏志」倭人伝、原漢文〉

注　❶景初二年：景初三（二三九）年の誤り　❷倭の女王：卑弥呼　❸郡：帯方郡　❹天子　魏の明帝　❺金印紫授：臣下の証である紫色のくみひものついた金印で封印として粘土板に押して使用するもの　❻装封：品物を箱に納め、ひもをかけて封印したもの　❼太守：地方官名　❽正始元年：二四〇年　❾その八年：正始八（二四七年）❿寒曹掾史：帯方郡の属官の名称　⓫黄幢：黄色い軍旗

「魏志」倭人伝：三国時代の正史『三国志』のうち、『魏書』の東夷伝倭人条を指す。

現代語訳

景初三年六月、卑弥呼は、大夫の難升米らを派遣して帯方郡に赴かせ、さらに魏の皇帝のもとへ行って朝貢したいと願い出た。…

その年の十二月、皇帝は詔書を出して倭の女王に返答し、次のように述べた。「…今、そなたを親魏倭王とし、臣下の証である金印紫綬を与え、これを納めて帯方郡の太守に預け、授与させる。…また特別に、そなたに、白絹五十匹銅鏡百枚…これらはすべて納めて、難升米と牛利に託す。…わが国がそなたを深くいたわっていることを知るがよい。…」と。正始元年（二四〇年）、帯方郡の太守である弓遵は、建中校尉の梯儁らを派遣し、詔書を届けさせ、金や絹、錦や毛織物、刀、鏡、彩色した品々を倭王に与えた。倭王は、それに伴って使者を通じて上表文を提出し、詔書の恩恵に感謝した。…

正始八年（二四七年）、帯方郡の太守・王頎が着任した。このころ、倭の女王卑弥呼と狗奴国の男王とは、以前から和睦しておらず、倭の使者である載斯烏越らを郡に派遣して、互いに攻撃し合っている状況を訴えた。そこで帯方郡の属官である寒曹掾史の張政らを派遣し、詔書とともに黄色の軍旗（黄幢）を持たせ、難升米に授け、檄文をつくってこれを告げて諭させた。

『晋書』にみる交渉の記録(p.23)

その家❶、旧くは、男子を以って主と為す。漢末、倭人は乱れ攻伐して定まらず❷。乃ち女子を立てて王と為す。名は卑弥呼と曰ふ。宣帝❸の公孫氏を平らぐや、その女王はを遣はし、帯方に至りて朝見す。その後も貢聘は絶えず。文帝❹が相❺と作るに及び、また、しばしば至る。泰始初❻、使を遣はし、訳❼を重ねて入貢す。

〈『晋書』倭人伝、原漢文〉

注　❶家：王家倭国　❷倭人は乱れ攻伐して定まらず：二世紀末に倭国は内乱が続き長期間統一されなかった　❸宣帝：魏の司馬懿。晋建国後、武帝（司馬炎）が宣帝を追号　❹文帝：魏の司馬昭。武帝が文帝を追号　❺相：相国　❻泰始初：晋の泰始の初め。泰始二（二六六）年　❼訳：通訳

『晋書』倭人伝：唐の太宗が房玄齢らに命じて編纂させた晋代の正史。全一三〇巻。貞観二十二（六四八）年に完成。

現代語訳

倭国では昔から男を王としていた。後漢の末ごろには倭国は乱れ、互いに攻め合い、長い間統一されなかった。そこで人々は女を王に立てることにし、その名を卑弥呼といった。魏の宣帝が公孫氏を平定したとき、この女王は使者を派遣し、帯方郡まで来て魏に朝貢した。その後も、貢ぎ物や使節の往来は絶えることがなかった。文帝が宰相となったころにも、しばしば使者が訪れた。晋の泰始年間の初めには、倭から使者が派遣され、いくつもの通訳を経て貢ぎ物を届けた。

『権記』藤原行成の日記（p.25）

長徳三（九九七）年六月十七日、一条天皇の仰せによって、（安倍）晴明と（賀茂）光栄に東三条院（藤原詮子）のもとに行幸する日時を勘申させた。二人が言ったことには「今月二十二日甲寅。時は巳の刻。（欠字）東門を出発されるのがよろしいでしょう」という。

《『権記』》

『権記』：一条天皇・藤原道長の側近として仕え、三蹟の一人と称される藤原行成の日記

『小右記』藤原実資の日記(p.25)

永延二（九八八）年七月四日戊子、今朝、小児が（病のため）（藤原）義理の邸宅より小野宮（祖父実頼邸）に帰った。今夜、（安倍）晴明朝臣が□のため鬼気祭❶を行った。

《『小右記』》

注　❶鬼気祭：病悩平癒のために、悪鬼をはらう呪術

※□は文字が読めない箇所

『小右記』：平安中期の貴族である藤原野実資の日記

『御堂関白記』藤原道長の日記(p.25)

寛弘元年（一〇〇四）年九月二十五日丙午

…多武峯寺❶が、去る二十三日に藤原鎌足公の御墓が鳴動❷したという怪異を申してきた。（安倍）清明朝臣を召して卜占させた。慎むべき年に当たっている公卿の許に、その占方を送った。

…

《『御堂関白記』》

注　❶多武峯寺：藤原鎌足をまつる寺院。現在の談山神社　❷鳴動：藤原氏に災いが起こる際の前兆に鳴動すると言い伝えられていた

『御堂関白記』：平安中期の権力者である藤原道長が三十三歳から五十六歳ごろまで記した日記。ユネスコ世界記憶遺産に登録された。

『御堂関白記』藤原道長の日記(p.25)

長和二（一〇一三）年四月二日癸亥

…夜に入って、（源）雅通の四条の家に至って宿した。これは法興院の仏堂を建立するに際して、明日から大将軍❶が遊行の方角にあるからである。そこで忌みを避けただけのことである。

《『御堂関白記』》

注 ❶大将軍：方位の吉凶をつかさどる八神のうちの一つ。この神がいる方角は不吉な方角として避けられた。とくに、殿舎の造営や修理などで災厄がみられないように配慮された

現代語訳

長和二（一〇一三）年四月日日　癸亥の日

…夜になって、源雅通の四条の家に行き、そこに宿泊した。これは、法興院の仏堂を建立する際に、翌日、大将軍がいる方角に当たるためである。そのため、不吉な方角を避けるために移動しただけのことである。

倭王武の上表文(p.27)

興死して弟武❶立ち、自ら使持節　都督倭・百済・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓七国諸軍事、安東大将軍、倭国王と称す。

順帝の昇明二年、使を遣はして表を上る。いはく、「封国は偏遠にして、藩を外に作す。昔より祖禰躬ら甲冑を擐き、山川を跋渉し、寧処に遑あらず。東は毛人❷を征すること五十五国、西は衆夷❸を服すること六十六国、渡りて海北❹を平ぐること九十五国。…」

…詔して武を使持節　都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事、安東大将軍、倭王に除す。

《『宋書』倭国伝》

注 ❶武：雄略天皇　❷毛人：蝦夷（えみし）のことか　❸衆夷：熊襲（くまそ）のことか　❹海北：朝鮮半島のことか

『宋書』倭国伝：『宋書』は南宋の約六十年の歴史をおさめた歴史書。わが国の遣使のようすが記されている。

現代語訳

興が死んで、弟の武が即位し、自ら「使持節　都督倭・百済・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓七国諸軍事、安東大将軍、倭国王」と称した。

順帝の昇明二（四七八）年、武は使者を派遣して上表文を提出し、次のように述べた。「私の国は中国からはるか遠くにあります。祖先は、自ら甲冑を着け、山川を駆け回り、休むひまなく全国を平定しました。東は蝦夷を五十五か国、西は熊襲などを六十六か国、海を渡って朝鮮半島の九十五か国を平定しました。…」

…順帝は詔を出して、武を「使持節 都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事、安東大将軍、倭王」に任命した。

遣隋使の派遣(『隋書』倭国伝)(p.32)

開皇二十年❶、倭王あり、姓は阿毎、字は多利思比孤、阿輩鶏弥❷と号す、使を遣はして闕❸に詣る。…使者言ふ、「倭王は天を以て兄となし、日を以て弟となす。天未だ明けざる時出でて政を聴き、…日出づれば便ち理務を停め、いふ我が弟に委ねん」と。高祖❹曰く、「此れ大いに義理無し」と。是に於て訓て之を改めしむ。

大業三年❺、その王多利思比孤、使❻を遣はして朝貢す。使者いはく、「聞く、海西の菩薩天子❼、重ねて仏法を興すと。故に遣はして朝拝せしめ、兼ねて沙門❽数十人、来りて仏法を学ぶ」と。その国書にいはく、「日出づる処の天子、書を日没する処の天子に致す、恙なきや、云々」と。帝、これを覧て悦ばず、鴻臚卿❾にいひていはく、「蛮夷の書、無礼なる者あり、復た以て聞するなかれ」と。明年、上❿、文林郎裴清を遣はして倭国に使せしむ。

〈『隋書』倭国伝、原漢文〉

『隋書』倭国伝：隋の歴史書で唐の初めに完成した。『三国志』『宋書』などを参考に、総合的に記述されている。

注 ❶開皇二十年：西暦六〇〇年　❷阿輩鶏弥：倭王の称号　❸闕：皇帝の宮城　❹高祖：初代皇帝を指す。隋の高祖楊堅のこと　❺大業三年：隋の煬帝の年号。六〇七年　❻使：小野妹子　❼菩薩天子：煬帝　❽沙門：僧侶　❾鴻臚卿：外交事務を担当する役人　❿上：煬帝を指す　⓫裴清：裴世清

現代語訳

隋の高祖の開皇二十（六〇〇）年、倭国の王（倭王）がいた。その姓は「阿毎（あま）」で、字（あざな）は「多利思比孤（たりしひこ）」といい、「阿輩鶏弥（あべきみ）」と号していた。この王は使者を派遣して隋の宮廷に参上させた。…使者はこう述べた。「倭王は天を兄とし、日を弟としています。まだ空が明るくならない早朝から起き出して政務を行い、…日が昇るとその仕事を止め、『我が弟（日）にその責務を任せる』と言います」と。しかし、この話を聞いた隋の高祖（隋の皇帝・文帝）は、「これは非常に筋が通らない」と述べ、このような考えを改めるよう指導した。

大業三（六〇七）年、倭国の王である多利思比孤（たりしひこ）は再び使者を派遣して朝貢を行った。使者はこう述べた。「海の西にいる菩薩の天子（隋の皇帝）が仏教を再興していると聞きました。それを聞き、朝拝（正式な挨拶）をさせるために使者を送りました。また、僧侶数十人を連れて行き、仏教の教えを学びたいと願っています」と。その際、倭国からの国書（公式な手紙）には次のように記されていた。「日が昇るところの天子（倭国の王）が、日が沈むところの天子（隋の皇帝）に書を送る。お変わりありませんか、云々（以下略）」と。この手紙を読んだ隋の皇帝は喜ばず、不満を示した。そして鴻臚卿（外交を担当する役人）に対し、「蛮夷（異民族）か

らの手紙には無礼な内容が含まれている。これを再び報告する必要はない」と命じた。翌年（六〇八年）、隋の皇帝は文林郎の裴清（はいせい）を派遣し、倭国に使者として赴かせた。

憲法十七条(p.33)

〔推古天皇十二年❶〕皇太子、親ら肇て憲法十七条を作る

一に曰く、和を以て貴しとなし、忤ふること無きを宗となせ。…

二に曰く、篤く三宝を敬へ。三宝とは仏・法・僧❶なり。…

三に曰く、詔を承りては必ず謹め。君をば則ち天とし、臣をば則ち地とす。…

四に曰く、群卿百寮❷、礼を以て本とせよ。其れ民を治むるが本、要ず礼に在り。…

十二に曰く、国司❸・国造、百姓を斂めとること勿れ。…

十五に曰く、私に背きて公に向くは、是れ臣の道なり。…

十七に曰く、夫れ事は独り断むべからず。必ず衆と宜く論ふべし。…《『日本書紀』》

注 ❶仏・法・僧：仏と教義と僧侶　❷群卿百寮：役人　❸国司：この時点での国司の存在は疑問視されている

『日本書紀』：現象天皇の７２０年に完成した歴史書。編纂者は舎人親王など。神代から持統天皇までの国家の成立過程が漢文・編年体で記されている。

現代語訳】

一、和を大切にし、いさかいをせぬようにせよ。…

二、三宝を深く敬うようにせよ。三宝とは仏・法・僧である。…

三、詔（天皇の命令）を受けたら必ずつつしんで従え。君を天とし、臣下を地とする。…

四、役人は礼をもって根本の大事とせよ。民を治める基本は礼にある。…

十二、国司や国造は百姓から税をむさぼってはならぬ。…

十五、私心に背いて公に向かうことが、臣下としての道である。…

十七、物事は独断で行ってはならない。必ず人と議論するようにせよ。…

遣隋使の派遣(『日本書紀』)(p.33)

〔推古天皇十五年❶〕秋七月の戊申の朔庚戌に、大礼❷小野臣妹子を大唐❸に遣す。…

〔推古天皇十六年❹〕辛巳、唐の客の裴世清罷り帰る。即ち復た小野妹子臣を以て大使とす…爰に天皇、唐の帝を聘ふ❺。其の辞に曰はく、「東の天皇、敬みて西の皇帝に白す。…」といふ。是の時に、唐の国に遣す学生倭漢直福因・奈羅訳語恵明・高向漢人玄理・新漢人大圀、学問僧新漢人日文❻・南淵漢人請安・志賀漢人慧隠・新漢人広済等、幷て八人なり。…

《『日本書紀』原漢文》

注 ❶推古天皇十五年：六〇七年　❷大礼：冠位十二階の第五　❸大唐：隋のこと　❹推古天皇十六年　❺聘ふ：安否を尋ねる　❻日文：旻（みん）

『日本書紀』：現象天皇の７２０年に完成した歴史書。編纂者は舎人親王など。神代から持統天皇までの国家の成立過程が漢文・編年体で記されている。

現代語訳

推古天皇十五（六〇七）年秋の七月三日、大礼の位についている小野妹子を隋に派遣した。…推古天皇十六（六〇八）年、天皇は隋の皇帝へ手紙を送り、その中で、「東の天皇が謹んで西の皇帝に申し上げる。」と書いた。…この時に、隋に派遣された留学生は、倭漢直福因・奈羅訳語恵明・高向漢人玄理・新漢人大圀、学問僧は新漢人日文（旻）・南淵漢人請安・志賀漢人慧隠・新漢人広済ら、あわせて八人であった。

『旧唐書』倭国伝・日本伝(p.36)

日本国は倭国の別種なり。その国は日の辺に在るを以て、故に日本を以て名となす。或はいわく、倭国は自らその名の雅しからざるを悪み、改めて日本となすと。

〈『中国正史 倭人・倭国伝全釈』原漢文〉

『旧唐書』：唐の歴史を記した「二十四史」の一つ。唐滅亡後の後晋の時代（９４５年ごろ）に編纂された。

現代語訳

日本国は倭国の別種である。その国は、日が昇る辺りにあるため日本を名とした。あるいは倭国自身がその名が雅びでないことを嫌って、改めて日本としたとも言われる。

改新の詔(p.37)

（大化）二年❶の春正月の甲子の朔に、賀正礼畢りて、即ち改新之詔を宣ひて曰はく、

「其の一に曰はく、昔在の天皇等の立てたまへる子代の民❷・処処の屯倉❸、及び、別には臣・連・伴造・国造・村首の所有る部曲の民❹・処処の田荘❺を罷めよ。仍りて食封❻を大夫より以上に賜ふこと、各差有らむ。

…其の二に曰はく、初めて京師を修め、畿内国の司・郡司・関塞❼・斥候❽・防人・駅馬・伝馬❾を置き、鈴契❿を造り、山河を定めよ。

…其の三に曰はく、初めて戸籍⓫・計帳⓬・班田収授之法を造れ。凡て五十戸を里とす。里毎に長一人を置く。

…其の四に曰はく、旧の賦役を罷めて、田の調を行へ。…別に戸別の調を収れ。…」

〈『日本書紀』〉

注 ❶大化二年：六四六年　❷子代の民：天皇の直属の民　❸屯倉：朝廷の直轄領　❹部曲の民：豪族の部民　❺田荘：豪族の経営する土地　❻食封：租の半額と、調・庸の全額。封戸と

も　❼関塞：関所　❽斥候：北辺防備の兵　❾駅馬・伝馬：公的な情報伝達・輸送に使用する馬　❿鈴契：駅鈴と通行証　⑪戸籍：人民登録の基本台帳　⑫計帳：調・庸の課税台帳

『日本書紀』：現象天皇の７２０年に完成した歴史書。編纂者は舎人親王など。神代から持統天皇までの国家の成立過程が漢文・編年体で記されている。

現代語訳

大化二（六四六）年の正月一日に、賀正の儀式が終わってから次のように改新の詔が発せられた。

「其の一、昔の天皇の設置した子代の民、各地の屯倉と臣・連・伴造・国造・村首の支配する部民や、豪族の経営する各地の田荘を廃止する。そして、大夫以上には身分に応じて食封を与える。

…其の二、初めて都をつくり、畿内の国司・郡司・関塞・斥候・防人・駅馬・伝馬を置き、駅鈴や証明書をつくり、地方の行政区画についても明確にせよ。

…其の三、初めて戸籍・計帳をつくり、班田収授法を制定せよ。五十戸を一里として、里ごとに里長をおく。

…其の四、従来の賦役を廃止し、田の調をとれ。…そのほかに、一戸ごとの調をとれ。…」と。

三世一身法(p.47)

（養老七年四月）辛亥、太政官奏すらく、「頃者、百姓漸く多くして、田池窄狭❶なり。望み請ふらくは、天下に勧め課せて田疇❷を開闢❸せしめむ。其の新に溝池を造り、開墾を営む者有らば、多少を限らず、給して三世❹に伝へしめむ。若し、旧の溝池を逐はば、其の一身に給せむ」と。奏するに可としたまふ。（『続日本紀』）

注　❶窄狭：不足　❷田疇：田地　❸開闢：開墾　❹三世：本人・子・孫の三代と、子・孫・曾孫の三代の両説がある

『続日本紀』：『日本書紀』に次ぐ六国史の一つ。文武天皇から桓武天皇までを記述している。編者は菅野真道・藤原継縄ら。

現代語訳

養老七（七二三）年四月十七日、太政官が奏上することには、「近ごろ、人口がしだいに増加し、田や池が不足しております。国内の人々に田地の開墾を勧め、割りあてたいと思います。新たに灌漑設備や池をつくり田地を開墾した者があれば、その開墾地の広さにかかわらず、三代にわたる所有を認め、もし、既存の灌漑設備や池を利用した場合には、本人一代の所有を許可したいと思います」と。天皇はこの奏上を許可した。

墾田永年私財法(p.47)

（天平十五年五月）詔して曰く、「聞くならく、墾田は養老七年の格❶に依りて限❷満つるの後、例に依りて収授す。是に由て農夫怠倦して開ける地復た荒る。今より以後、任に私財と為して、三世一身を論ずること無く、咸悉く永年取ること莫れ。其の親王の一品❸及び一位には、五百町。二品及び二位には四百町。…初位已下庶人に至るまでは十町。但し郡司には、大領❹少領に三十町。主政・主帳に十町。若し先より地を給ふこと茲の限より過多なるもの有らば、便即ち公に還せ。…」と。

《『続日本紀』》

注　❶養老七年の格：三世一身法　❷限：期限　❸一品：親王の階級。一品から四品までであり、一品はその最上位　❹大領：四等官制における郡司の長官。少領は次官、主政は三等官、主帳は四等官

『続日本紀』：『日本書紀』に次ぐ六国史の一つ。文武天皇から桓武天皇までを記述している。編者は菅野真道・藤原継縄ら。

現代語訳

天平十五（七四三）年五月、天皇が命じていうことには、「聞くところによると、墾田は、三世一身法の規定によって、期限が満ちた後には国家に収授される。そのため、農夫はなまけ、せっかく土地を開墾してもまた荒廃してしまう。今後は、自由に個人の私財として、三世一身法の規定をあてはめることなく、永久に国家が没収しないこととせよ。土地の広さについては、親王の一品と一位の者には五百町、二品と二位の者には四百町…、初位以下、庶民にいたるまでは十町とせよ。ただし郡司には、長官・次官に三十町、三等官・四等官に十町とする。もし、以前から与えられている土地がこの制限をこえている場合には、すぐに国に返すように。…」と。

徳政相争(p.55)

（延暦二十四年十二月壬寅）中納言近衛大将従三位藤原朝臣内麻呂殿上❶に侍す。勅有りて参議右衛士督従四位下菅野朝臣真道とをして、天下の徳政を相論ぜしむ。時に緒嗣、議して云く、「方今、天下の苦しむ所は、軍事❷と造作❸となり。此の両事を停むれば、百姓安んぜむ」といふ。真道、異議を確執❹して肯へて聴さず。帝❺緒嗣の議を善しとしたまひて、即ち停廃に従はしむ。有識❻之を聞きて、感嘆せざるものなし。

《『日本後紀』》

注　❶殿上：内裏の正殿　❷軍事：東北経営（蝦夷との戦い）　❸造作：平安京造営　❹異議を確執　軍事と造作の必要性を上げ、反対意見を述べる　❺帝：桓武天皇　❻有識　見識をもつ者

『日本後紀』：八四〇年に成立し、桓武天皇から淳和天皇までの事項を記述している。編者は藤原緒嗣ら。

現代語訳

延暦二十四（八〇五）年、桓武天皇は詔を出して…（藤原緒嗣と菅野真道に）徳政について議論させた。その時に緒嗣が主張することには、「現在、民衆を苦しめているのは東北経営と平安京造営です。この二大事業を停止すれば、人々の苦しみは無くなるでしょう」という。真道は違う意見を主張して譲らなかった。桓武天皇は緒嗣の意見を採用し、二大事業を中止させた。識者（知識人）の意見を聞くと、感心しないものなど一人もいない

尾張国郡司百姓等解❶(p.61)

尾張国郡司百姓等解し申す官裁❷を請ふの事

裁断せられんことを請ふ、当国の守藤原朝臣元命、三箇年❸の内に責取る非法の官物❹幷びに濫行横法卅一箇条の愁状

一、裁断せられんことを請ふ、例挙❺の外、三箇年の内に収納せる加徴の正税卌三万千二百卅八束の息利十二万九千三百七十四束四把一分の事…

一、裁断せられんことを請ふ、守元命朝臣、京より下向する毎度に有官❻散位❼従類、同じき不善の輩を引率する事…

望み請ふらくは、件の元命朝臣を停止し良吏を改任せられ、以て将に他国の牧宰❽をして治国優民の褒賞を知らしめむとす。…仍りて具に三十一箇条の事状を勒して、謹みて解す。

永延二年十一月八日　郡司百姓等

〈「尾張国解文」〉

注　❶解：上級職にあてた文書の形式　❷官裁：太政官の裁断、処置　❸三箇年：国司の任期は通常四年だった　❹官物：租や公出挙に由来する税　❺例挙：恒例の出挙　❻有官：有位者で官職についている者　❼散位：有位者で官職についていない者　❽牧宰：国司の長官。国守

「尾張国解文」：『平安遺文』所収。尾張国の人々が団結して、三十一箇条にわたって国司藤原元命の非法を訴えた文書

現代語訳

尾張国の郡司と人民が太政官の裁断を請願すること

国守の藤原元命が三年の間に収奪した非合法な官物や不正行為について三十一箇条にわたって嘆願書を提出します。

一つ、裁断をお願いします。元命は、定例の出挙のほかに、三年間の間に出挙四十三万一四八束に十二万九三七四束もの過剰な利息を徴収していました。…

一つ、裁断をお願いします。元命は京から尾張に来る際に、いつも、有官・散位の従者や、よからぬ者たちを従えてきます。…

これらのことを行った元命を罷免し、よい役人をあらためて任命し、諸国の国司に善政を行うことでほめたたえられることを知らせていただけるようお願いします。…よって詳細に三十一箇条にまとめ、つつしんで申し上げます。

永延二（九八八）年十一月八日　郡司百姓等

『古今和歌集』仮名序（p.64）

やまと歌❶は、人の心を種として、万の言の葉とぞ成れりける。世の中にある人、事、業❷、繁きものなれば、心に思ふことを、見るもの聞くものに付けて、言ひ出せるなり。

《『古今和歌集』》

注　❶やまと歌：和歌　❷事、業：「こと」はできごと、「わざ」は行為

『古今和歌集』：醍醐天皇の命で編纂された最古の勅撰和歌集。編者は紀貫之ら。九〇五年に完成

現代語訳

和歌というものは、人の心をもとにして、さまざまな言葉となって表れたものである。この世の中には、人のすることや出来事などが多くあるので、人は心に思ったことを、見たり聞いたりしたものに結びつけて、言葉にして詠み出したのである。

『源氏物語』須磨の秋（p.66）

月のいとはなやかにさし出でたるに、今宵は十五夜なりけりと思し出でて、殿上の御遊び恋しく、所々眺め給ふらむかしと思ひやり給ふにつけても、月の顔のみまもられ給ふ。「二千里外故人心」と誦ずじ給へる、例の涙もとどめられず。

『源氏物語』：紫式部が執筆した物語文学。光源氏の生涯とその子の薫の半生を描く。十一世紀初期の成立

現代語訳

月がたいそう明るく美しく出たので、今夜は十五夜であったとお思い出しになって、宮中での管弦の遊びを恋しく思い、都の方々は（同じようにこの月を）眺めていらっしゃるだろうよとお思いになるにつけても、月の顔ばかりをじっとお見つめになられます。「二千里外故人心」と（『白氏文集』の一節を）声に出して唱えられ、（周りの人々は）いつものように涙を止めることができないでいます

『枕草子』(第二八〇段)(p.66)

雪のいと高う降りたるを、例ならず御格子まゐらせたれば、炭びつなどもてわたりて、女房など、物語して集まり侍ふに、中宮、「少納言よ。香炉峰の雪はいかならむ」とのたまはせたれば、御格子上げさせて、御簾高く巻き上げたれば、笑はせ給ふ。白楽天が詩の句は知りたれど、かくまでとは思ひよらざりき。さるべきにこそ侍れ

『枕草子』：清少納言が執筆した随筆。宮廷生活の改装や自然観などを記す。十世紀末から十一世紀初めに成立

現代語訳

雪が大変深く降り積もっているのを、いつになく御格子を下ろしたままで、…私たち女房が話などをして集まってお側に仕えていると、中宮様が「少納言よ。香炉峰の雪はどんなであろう」と仰せになるんで、女房に御格子を上げさせて、御簾を高く巻き上げた…「白楽天のその詩句は知っていて、…中宮様の謎がけとは思いもしなかった。(御簾を上げた清少納言のように)やはりこの宮にお仕えする人としては、そうあるべきだ」と周りはいう。

北宋の知識人から見た日本の書(p.68)

日本の草書、唐人の如し、二王の筆に学ぶなり

〈(伝)兼明親王「海外書」をみた北宋人の批評(薫其昌『戯鴻堂帖』)〉

『戯鴻堂帖』：明末の書画家である薫其昌が晋から元に至る歴代の名書家の作品を鑑定しまとめたもの

現代語訳

この日本の草書は、まるで唐人の作品のようだ。王羲之❶とその子の作品に学んでいる。

注 ❶王羲之：唐の太宗の支持を得た書家。

『万葉集』九月をよんだ歌(p.69)

誰そかれと　我れをな問ひそ　九月の　露に濡れつつ　君待つ我れそ

柿本人麻呂

『万葉集』：長歌・短歌など約四五〇〇首を収めた日本に現存する最古の和歌集。奈良時代末期に成立か

現代語訳

そこにいるのは誰なのか、私に聞かないでください。九月の露に濡れながらあなたを待っている私のことを。